

あらかわ「親育ち」支援事業の募集

区内の子育てサークルや保護者会が主催する、子育てに関する学習会等の活動を支援します。

☎令和9年3月10日(水)まで ☎令和9年3月31日(水)までに実施する事業 ☎講師謝礼金の補助等 ※1団体年間2回まで ☎申請書の配布区役所3階生涯学習課、各ふれあい館、荒川区ホームページ ☎開催日の3週間前

☎持参・郵送・ファクス・電子メールで、申請書を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所生涯学習課生涯学習事業係 ☎内線3355 ☎(3802)3126

☎shakyo-shakyo@city.arakawa.lg.jp

就学援助の申請を受け付け

経済的に困っている方に、学用品費等、小・中学校でかかる費用の一部を援助します(所得制限あり)。

☎区内在住で、区立または区外の国公立小・中学校へ通学している児童・生徒と保護者

☎荒川区立小・中学校へ通学している方…各学校 ▶区外の国公立小・中学校へ通学している方…4月30日(木)までに持参で、預・貯金通帳(申請者名義)を、区役所3階学

務課 ※令和8年1月2日以降に荒川区に転入した方は、令和7年中の収入を証明する書類(源泉徴収票等)も提出してください

☎学務課学事第二係 ☎内線3338

ツインズサポート事業

詳細は、対象者に送付する申請書・案内書をご覧ください。

◆タクシー利用料・一時保育等の利用料助成

☎満5歳以下の多胎児を養育する方 ☎令和8年4月1日～9年3月31日の支払いを確認できる領収書等

◆産前産後支援ヘルパー派遣

☎多胎児を妊娠中の方、または2歳以下の多胎児を養育する方

※年齢は4月1日現在。産前産後支援ヘルパー派遣のみ、荒川区ホームページからも申し込み可

☎持参・郵送で、申請書を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階子ども・若者課子育て事業係

※産前産後支援ヘルパーの申請は1世帯1回のみ

☎(3802)3619

介護

介護保険の更新申請を

☎介護保険被保険者証の認定の有効

期間が5月31日(日)で、サービスの継続を希望する方

☎3月末に送付した申請書を持参・郵送で、できるだけ4月中に〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階介護保険課介護認定係 ☎内線2433

障がいのある方

リハビリ講習会「バリアフリービクス」

☎5月8日～7月10日の(金)(全10回) ☎午前10時～正午 ☎所あらかわエコセンター2階環境実習室

☎区内在住・在勤で、身体に障がいのある方 ☎15人(申込順) ☎誰でもできるエアロビクスの体験

☎バリアフリービクス協会チーフインストラクター・清宮薫氏

☎4月13日(月)から来所・電話・ファクスで、4面上段を参照し①～④の記入事項を、荒川たんぽぽセンター ☎(3891)6827 ☎(3891)6828

催し

バリアフリー演劇「星の王子さま」

☎5月23日(土) ☎午後2時～4時

30分 ☎サンパール荒川大ホール ☎公演、バックステージツアー・座談会 ※バリアフリー字幕・音声ガイド付き、手話通訳・車いす席あり

☎出演東京演劇集団風

☎チケットの発売 4月13日(月)午後1時から町屋文化センター、サンパール荒川 ※車いす席を希望する方は、問合せ先に連絡してください

☎東京荒川ロータリークラブ ☎(3806)2833

※(土)・(日)・(祝)を除く、午前10時～午後5時

荒川第九を歌う会 合唱団員募集

◆練習

☎6月6日～12月12日の(土)・(日)・(祝)(全20回) ☎町屋文化センター、サンパール荒川

◆本番

☎12月13日(日) ☎サンパール荒川大ホール

☎小学5年生以上の方(合唱経験者は小学3年生から可)

☎120人(申込順) ※各パート45人まで

☎荒川第九演奏会で合唱を披露

☎¥8000円(区外の方は1万円) ※別途、楽譜代等が必要

☎来館で、町屋文化センター内ACC ☎(3802)7111

国保年金課からのお知らせ

確認してください

国民年金の手続き

届出 国保年金課国民年金係(区役所1階)

問合せ ☎(3802)4168

このようなときは届け出を

- ▶第2号被保険者(厚生年金保険に加入している方)が、60歳になる前に退職した
 - ▶第2号被保険者に扶養されている配偶者が、収入増・離婚・配偶者の退職等で、扶養から外れた
 - ▶海外から転入して、第1号被保険者(自営業者とその配偶者、学生の方等)になる
- ※各区民事務所でも届け出を受け付けています

外国籍の方も加入が必要です

日本に住む20～59歳の方が加入し、保険料を納めます。受給資格を満たせば、老後に年金を受給できるほか、病気やけがで障がいが残ったとき、要件を満たせば障害基礎年金を受給できます。

外国籍の方で受給資格を満たしていない場合も、保険料を6か月以上納めれば、出国後2年以内に脱退一時金が請求できます。

保険料の納付が困難な方は、納付が免除・猶予されます ※申請が必要です

全額免除・一部免除制度

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の場合、保険料の納付が免除されます。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人および配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

本人の前年所得が基準額以下の学生等は、保険料の納付が猶予されます。

病気やけがで障がいが残ったら、障害基礎年金の手続きを

初診日が右のいずれかに該当している方は、請求により障害基礎年金を受けられる場合があります。

- ▶国民年金に加入中
- ▶19歳以下 ▶60～64歳で国内に住所がある

60歳以上の方も国民年金に任意加入できます

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間の10年を満たせなかった方や、老齢基礎年金を満額受けられない方は、65歳になるまでの期間、国民年金に任意加入できます。また、昭和50年4月1日以前に生まれ、65歳までに受給資格期間の10年を満たせなかった方は、70歳になるまでの間、さらに任意加入できる特例があります。

※厚生年金等に加入中の方は除きます

社会保険の加入者に該当していませんか

問合せ 国保年金課国保資格係 ☎内線2375

株式会社・有限会社等の法人事業所に勤務する方は、法律により、原則として社会保険への加入が義務付けられています。

また、現在、社会保険の加入者と世帯を同一にし、国民健康保険に加入している家族で次のすべてに該当する方は、社会保険の被扶養者になることができます。

- ▶主として社会保険の加入者の収入により生計を維持している方
- ▶年間収入が130万円未満の方(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がいの方の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満の方(被保険者の配偶者を除く)は150万円未満)

※勤務先を通して、事業所を管轄する年金事務所に相談してください。社会保険に該当する方は、加入手続きを行った後、国民健康保険を脱退する手続きをしてください(脱退の手続きは、オンライン申請も可。詳細は、荒川区ホームページをご覧ください)

日(期) 時間 所(会場) 場(場) 対(対) 人(人) 定(定) 内(内) 容(容) 講(講) 師(師) 持(持) 持(持) ち(ち) 物(物) 費(費) 用(用) 締(締) 締(締) め(め) 切(切) り(り) 申(申) 込(込) 方(方) 法(法) (申(申) 込(込) 先(先)) 問(問) 合(合) わ(わ) せ(せ) 先(先) 電(電) 子(子) メール(メール) ア(ア) ド(ド) レ(レ) ス(ス) HP(HP) ホーム(ホーム) ペ(ペ) ー(ー) ジ(ジ) ア(ア) ド(ド) レ(レ) ス(ス)